短期入所利用料金表

特別養護老人ホーム健老園 併設型ユニット型個室 令和3年8月1日

【短期入所生活介護(要介護1~5)

介護予防短期入所生活介護(要支援1・2)】

◆ 利用料金

[地域単価(1単位あたり)=10.17]

	1割負担			負担割合 1割
要介護度	基本サービス費	食費(日額)	居住費	計(日額)
要支援 1	523単位	1,600	2,940	5,103
要支援 2	649単位	1,600	2,940	5,231
要介護 1	696単位	1,600	2,940	5,299
要介護 2	764単位	1,600	2,940	5,368
要介護 3	838単位	1,600	2,940	5,443
要介護 4	908単位	1,600	2,940	5,515
要介護 5	976単位	1,600	2,940	5,584

	2割負担			負担割合 2割
要介護度	基本サービス費	食費(日額)	居住費	計(日額)
要支援 1	523単位	1,600	2,940	5,666
要支援 2	649単位	1,600	2,940	5,922
要介護 1	696単位	1,600	2,940	6,058
要介護 2	764単位	1,600	2,940	6,196
要介護 3	838単位	1,600	2,940	6,346
要介護 4	908単位	1,600	2,940	6,490
要介護 5	976単位	1,600	2,940	6,628

	3割負担			負担割合 3割
要介護度	基本サービス費	食費(日額)	居住費	計(日額)
要支援 1	523単位	1,600	2,940	6,229
要支援 2	649単位	1,600	2,940	6,613
要介護 1	696単位	1,600	2,940	6,817
要介護 2	764単位	1,600	2,940	7,024
要介護 3	838単位	1,600	2,940	7,249
要介護 4	908単位	1,600	2,940	7,465
要介護 5	976単位	1,600	2,940	7,672

※食費の内訳

朝食:360(円) 昼食:570(円) おやつ:100(円) 夕食:570(円)

- ※令和3年4月時点で、算定している加算は以下の通りです。
 ・機能訓練体制加算(12単位/日額)
 ・サービス提供体制強化加算Ⅱ(18単位/日額)
- ・夜勤職員配置加算IV (20単位/日額) (夜勤職員配置加算については介護予防の方は除く)
- ・介護職員処遇改善加算(I) (〈基本サービス費+各種加算合計〉×8.3%/月額)
- ・介護職員特定処遇改善加算(I)(<基本サービス費+各種加算合計>×2.7%/月額) ・利用者に対して送迎を行う場合: 片道につき184単位

◆利用料金(補足給付) 【短期入所生活介護(要介護1~5)】

介護保険負担限度額認定証」をお持ちの方には、収入・資産に応じた食費・居住費の軽減制度があります (市町村への申請が必要です。)

(介護保険負担限度額認定申請書の申請をお願いします。年度ごとの更新があります。)

利用者負担第3段階②

	TO FX PER CO			
要介護度	基本 サービス費	食費	居住費	計(1日•円)
要介護 1	696単位	1,300	1,310	3,369
要介護 2	764単位	1,300	1,310	3,438
要介護 3	838単位	1,300	1,310	3,513
要介護 4	908単位	1,300	1,310	3,585
要介護 5	976単位	1,300	1,310	3,654

【該当要件】

- ・世帯全員が住民税非課税であり、合計所得金額+課税年金収入額及び非課税年金収入額(遺族年金と障害年金)の合計額が年間120万円を超える方
- ・配偶者が住民税非課税
- ・預貯金額が単身500万円、夫婦で 1,500万円未満の方

利用者負担第3段階①

1 1/11 H 2/1-2/k	7917 5 1 H 😊			
要介護度	基本 サービス費	食費	居住費	計(1日•円)
要介護 1	696単位	1,000	1,310	3,069
要介護 2	764単位	1,000	1,310	3,138
要介護 3	838単位	1,000	1,310	3,213
要介護 4	908単位	1,000	1,310	3,285
要介護 5	976単位	1,000	1,310	3,354

【該当要件】

- ・世帯全員が住民税非課税であり、合計所得金額+課税年金収入額及び非課税年金収入額(遺族年金と障害年金)の合計額が年間80万円を超え120万円以下の方
- ・配偶者が住民税非課税
- ・預貯金額が単身550万円、夫婦で 1,550万円未満の方

利用者負担第2段階

要介護度	基本 サービ [*] ス費	食費	居住費	計(1日•円)
要介護 1	696単位	600	820	2,179
要介護 2	764単位	600	820	2,248
要介護 3	838単位	600	820	2,323
要介護 4	908単位	600	820	2,395
要介護 5	976単位	600	820	2,464

【該当要件】

- ・世帯全員が住民税非課税であり、合計所得金額+課税年金収入額及び非課税年金収入額(遺族年金と障害年金)の合計額が年間80万円以下の方
- ・配偶者が住民税非課税
- ・預貯金額が単身650万円、夫婦で 1,650万円未満の方

利用者負担第1段階

<u> </u>	/ 1 + X 1 H			
要介護度	基本 サービス費	食費	居住費	計(1日•円)
要介護 1	696単位	300	820	1,879
要介護 2	764単位	300	820	1,948
要介護 3	838単位	300	820	2,023
要介護 4	908単位	300	820	2,095
要介護 5	976単位	300	820	2,164

【該当要件】

- ・世帯全員が住民税非課税であり、老齢福祉年金受給対象者の方または 生活保護受給対象者の方
- ・配偶者が住民税非課税
- ・預貯金額が単身1,000万円、夫婦で2,000万円未満の方

- ※令和3年4月時点で、算定している加算は以下の通りです。
- ・機能訓練体制加算(12単位/日額) ・サービス提供体制強化加算Ⅱ(18単位/日額)・利用者に対して送迎を行う場合: 片道につき184単位
- ・夜勤職員配置加算IV(20単位/日額)(夜勤職員配置加算については介護予防の方は除く)
- ・介護職員処遇改善加算(I) (<基本サービス費+各種加算合計>×8.3%/月額)
- ・介護職員特定処遇改善加算(I)(〈基本サービス費+各種加算合計〉×2.7%/月額)

◆利用料金(補足給付) 【介護予防短期入所生活介護(要支援1·2)】

介護保険負担限度額認定証」をお持ちの方には、収入・資産に応じた食費・居住費の軽減制度があります (市町村への申請が必要です。)

(介護保険負担限度額認定申請書の申請をお願いします。年度ごとの更新があります。)

利用者負担第3段階②

1 1/11 11 / (1-/1)	, , , I			
要介護度	基本 サービス費	食費	居住費	計(1日•円)
要支援1	523単位	1,300	1,310	3,173
要支援2	649単位	1,300	1,310	3,301

【該当要件】

- ・世帯全員が住民税非課税であり、合計所得金額+課税年金収入額及び非課税年金収入額(遺族年金と障害年金)の合計額が年間120万円を超える方
- ・配偶者が住民税非課税
- ・預貯金額が単身500万円、夫婦で 1,500万円未満の方

利用者負担第3段階①

要介護度	基本サービス費	食費	居住費	計(1日•円)
要支援1	523単位	1,000	1,310	2,873
要支援2	649単位	1,000	1,310	3,001

【該当要件】

- ・世帯全員が住民税非課税であり、合計所得金額+課税年金収入額及び非課税年金収入額(遺族年金と障害年金)の合計額が年間80万円を超え120万円以下の方
- ・配偶者が住民税非課税
- ・預貯金額が単身550万円、夫婦で 1,550万円未満の方

利用者負担第2段階

要介護度	基本 サービス費	食費	居住費	計(1日•円)
要支援1	523単位	600	820	1,983
要支援2	649単位	600	820	2,111

【該当要件】

- ・世帯全員が住民税非課税であり、合計所得金額+課税年金収入額及び非課税年金収入額(遺族年金と障害年金)の合計額が年間80万円以下の方
- ・配偶者が住民税非課税
- ・預貯金額が単身650万円、夫婦で 1,650万円未満の方

利用者負担第1段階

1 1/11 11 2/11 2/1	- 12 41 H			
要介護度	基本 サービス費	食費	居住費	計(1日•円)
要支援1	523単位	300	820	1,683
要支援2	649単位	300	820	1,811

【該当要件】

- ・世帯全員が住民税非課税であり、老齢福祉年金受給対象者の方または 生活保護受給対象者の方
- ・配偶者が住民税非課税
- ・預貯金額が単身1,000万円、夫婦で 2,000万円未満の方

- ※令和3年4月時点で、算定している加算は以下の通りです。
- ・機能訓練体制加算(12単位/日額) ・サービス提供体制強化加算 II (18単位/日額)・利用者に対して送迎を行う場合: 片道につき184単位
- ・夜勤職員配置加算IV(20単位/日額)(夜勤職員配置加算については介護予防の方は除く)
- ・介護職員処遇改善加算(I) (<基本サービス費+各種加算合計>×8.3%/月額)
- ・介護職員特定処遇改善加算(I)(〈基本サービス費+各種加算合計〉×2.7%/月額)

加算及び単位数一覧表

特別養護老人ホーム健老園 併設型ユニット型個室 令和3年4月1日改定

・併設型ユニット型短期入所生活介護費(ユニット型個室) (単位/日額)

要支援1:523単位 要支援2:649単位 要介護1:696単位 要介護2:764単位 要介護3:838単位 要介護4:908単位 要介護5:976単位

- •機能訓練体制加算:12単位/日額
- ·夜勤職員配置加算(単位/日額) 夜勤職員配置加算(Ⅱ):18単位 夜勤職員配置加算(Ⅳ):20単位
- •サービス提供体制加算(単位/日額)

サービス提供体制強化加算(I):22単位 サービス提供体制強化加算(II):18単位 サービス提供体制強化加算(III):6単位

・看護体制加算(単位/日額) ※介護予防を除く

看護体制加算(I):4单位看護体制加算(I):8单位

看護体制加算(Ⅲ)イ:12単位 ロ:6単位 看護体制加算(Ⅳ)イ:23単位 ロ:13単位

- •若年性認知症利用者受入加算: 120単位/日額
- ·認知症行動·心理症状緊急対応加算:200単位/日額
- ・療養食加算: 8単位/回 ※1日3回を上限
- ・緊急短期入所受入加算:90単位/日 ※介護予防を除く
- •介護職員処遇改善加算

介護職員処遇改善加算(I) (〈基本サービス費+各種加算合計〉×8.3%/月額) 介護職員処遇改善加算(II) (〈基本サービス費+各種加算合計〉×6.0%/月額) 介護職員処遇改善加算(III) (〈基本サービス費+各種加算合計〉×3.3%/月額)

•介護職員特定処遇改善加算

介護職員特定処遇改善加算(I) (〈基本サービス費+各種加算合計〉×2.7%/月額) 介護職員特定処遇改善加算(II) (〈基本サービス費+各種加算合計〉×2.3%/月額)

・利用者に対して送迎を行う場合: 片道につき184単位